

小型オゾン発生装置 型式認定申請書 (新規・更新・型式追加)

特定非営利活動法人 日本オゾン協会 **審査対象について、規程の記載内容をよく確認の上、申請下さい**

特定非営利活動法人日本オゾン協会「小型オゾン発生装置製造事業所登録及び小型オゾン発生装置型式認定規程」に基づき、申請する個々の製品の効果およびその効能については本認定制度の審査対象ではないことを確認した上で、当該製品の型式認定を、下記のとおり申請いたします。

記

今回登録する製造事業所名を記載下さい (本社, XX事業所、〇〇工場等)		連絡先
氏 名 (法人にあっては法人、当該事業所 ¹⁾ 及びその代表者の名称)		
法人名		
当該事業所名		
氏 名 (当該事業所代表者)		
住 所 (法人にあっては当該事業所の所在地) 及び連絡先		
〒		
TEL :		
FAX :		
E-Mail :		
当該事業所の担当氏名 :		
社印の捺印は不要です		
小型オゾン発生装置		
(「型式追加」の場合、当初認定を受けた発生装置について記入)		
装置名称 :		
装置型式 :		
機種区分 ²⁾ : A B C D		
該当する機種区分に○を付けてください		
追加型式		
追加型式の定義は「認定制度紹介」7ページ「6. 型式」を御覧ください		
当初認定を受けた発生装置と追加型式との違いを記載ください		
登録申請日		
年 月 日		
申請書の提出日を記載下さい		

(注 1) 当該事業所とは、特定非営利活動法人日本オゾン協会「小型オゾン発生装置製造事業所登録及び小型オゾン発生装置型式認定規程」に規定するものをいう。

(注 2) 機種区分：Aはオゾン発生装置、Bはオゾン発生装置用部品、Cはオゾン発生装置用材料、Dはオゾン発生装置用消耗品とし（以上放

日本オゾン協会HPを確認し最新改訂版を使用して下さい

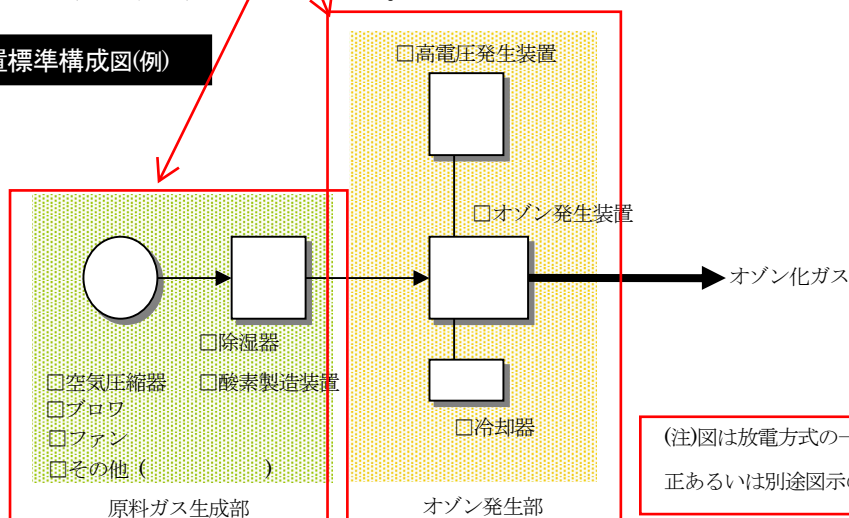
電式、UV光式、電解式)、Dはオゾン発生モジュール型とする。

1. 装置の概要

1.1 構成図

装備する機器の□に☑(チェック)をしてください。

オゾン発生装置標準構成図(例)



該当する機器に☑を入れて下さい
標準構成図に該当しない場合は別途図示し添付下さい

(注)図は放電方式の一例であり、異なる場合は修正あるいは別途図示のこと。

1.2 主構成部の仕様

部 位	項 目	記 述 欄
オゾン発生部	オゾン発生方式	a: 放電方式 b: 紫外線方式 c: 電解方式 d: その他 ()
	電気諸元	a.入力電圧・周波数: [V] [Hz] b.消費電力: [W]
	オゾン発生原理(生成反応式など)	
	定格オゾン発生量 [g/h] or [mg/h]	
	定格オゾン濃度 [g/Nm ³] or [ppm] (電解型で直接オゾン水を生成する場合: [mg/L])	定格オゾン濃度は重要な要素です 必ず記入ください
	オゾン濃度の計測方法 (オゾン濃度計、又はオゾン濃度分析器具、試薬等)	以下のうちから方法を選択のこと (1)配管等でオゾンガス排出部に密着する治具を作成、排出部へ接続し配管として風量を測定し、発生量から濃度を測定する。 (2)オゾン発生装置が入る耐オゾン材料製ボックスを作成し、この中で一定時間放電してオゾン発生し、発生したオゾンガス全量を KI 溶液に吸収させて濃度を算出する。 (3)上記(1)あるいは(2)と同等以上の精度を持つ方法により計測する(方法を具体的に記載する)
	オゾン発生量の算出式 (オゾン水生成装置の場合は溶存オゾン濃度とオゾン水流量の積とする)	上記の方法から計測したオゾン濃度からオゾン発生量を算出する計算式を記入下さい
原料ガス生成部	放電方式	原料ガス種類 □酸素 □空気
	紫外線方式	供給方式 酸素方式 □PSA 方式 □酸素ポンプ* □その他 () *「高圧ガス保安法」に規定されたものを指す
		空気方式 □空気圧縮機 □ブロワ □その他 ()
	線方式	原料ガス流量 [Nm ³ /h] or [L/min]

該当する方法(1)~(3)に
○を付けてください

		露 点 [°C] / 酸素濃度 [vol%]	/
オゾン 水生成 部	電解 方式	使用する水の種類	☐ 水道水 ☐ その他 ()
		水流量 [L/min]	
		添加物の有無	☐ 添加物あり (物質名:) ☐ 添加物無し
		前処理部 (例: 軟水器) の有無	☐ あり (装置名:) ☐ なし

2. 認定基準項目

小型オゾン発生装置の型式認定は、以下の 2.1 項、2.2 項及び 2.3 項の各認定基準に基づいて申請し、審査の上、実施されるものとします。

①、②に基づき機種区分、判定結果を記入下さい
該当しない場合は理由を記載下さい

- ①判定欄への記入法；○：基準を満たす、×：基準を満たさない、—：該当しない
②機種区分：オゾン発生量が、A：2g/h を超え 10g/h 未満、B：0.2g/h を超え 2g/h 以下、C：0.2g/h 以下（以上放電方式、紫外線方式、電解方式）と区分します。また、他の製品に組み込んで使用するオゾン発生装置をモジュール型とし、区分Dとします。
③認定対象品が機種区分にない場合は審査対象外とします。

2.1 オゾン発生装置(アセンブリ)

区 分	項 目	基 準	機種区分	判 定
装置の電気的性能	電気用品安全法	電気用品安全法の対象となる場合、準拠した設計であること	A B C D	
	電源電圧変動による運転性能	定格入力電圧を±10%変動させたときに支障なく動作すること	A B C D	
	絶縁抵抗 (充電部一接地間)	直流電圧 500V を印加して 1MΩ 以上あること	A B C	
	絶縁耐力 (充電部一接地間)	定格入力電圧 150V 以下のもの：交流 1000V、1 分間印加で異常なきこと 同 150～300V のもの：交流 1500V、1 分間印加で異常なきこと	A B C	
	ラインノイズ	ラインフィルターを有していること	A B C D	
	輻射ノイズ	輻射ノイズに対する対策が施されていること	A B C	
	残留電荷	入力を断って 1 秒後に 45V 以下のこと	A B C	
装置の機械的構造	充電部	充電部は直接手で触れられない構造であること	A B C D	
	耐オゾン材料	オゾン接ガス部には耐オゾン性材料を使用していること	A B C D	
		接ガス部のオゾン濃度と使用材料（濃度と材料名を記載）：		

	耐圧力	水圧にあつては最大使用圧力の 1.5 倍、空気圧にあつては同 1.25 倍の圧力を印加して洩れがないこと。ただし、発生装置吐出端が大気に開放又はそれに準ずる構造の場合は省略しても構わない	A B D	
異常検知・ 保護機能	過電流	過電流保護装置を装備していること	A B C	
	漏電検知	検知機能を有していること (オゾン水生成又は水冷式の場合)	A B C	
	圧力異常	圧力検知器を装備していること 圧力異常時に同上信号によりインターロックが動作すること	A B	
	温度異常	オゾン発生部の冷却器が温度異常となった場合、インターロックが動作するなど発煙、発火に繋がらない設計となっていること	A B C D	
	発生量調整	オゾン発生量を調整して使用することが可能な場合、セットメーカーが設計製作する調整回路に異常が起きてもオゾンが連続で発生し続けることがないようフェイルセーフ設計になっていること	D	
	オゾンの漏れ	オゾン漏洩検知器を装備していること オゾン漏洩時に同上信号によりインターロックが動作すること	A	
	排オゾンの処理	排オゾンの処理をしていること。又は排オゾン量が極めて少ない場合は、適切な換気について、取り扱い説明書に書かれていること。 排オゾン量が極めて少ない場合は、その濃度、流量を記載。	A B C	
表示ラベル・ 銘板	高温、高圧注意	該当部には高温、高圧注意の表示をすること	A B C	
	定格電圧、消費電力の表示	銘板に定格電圧、消費電力を表示すること	A B C	
	製造者の表示	銘板に製造者を表示すること	A B C	

①、②に基づき機種区分、判定結果を記入下さい
該当しない場合は理由を記載下さい

様式 2

2.2 装置構成機器(コンポーネント)

区 分	項 目	基 準	機種区分	判 定
オゾン発生装置	絶縁抵抗 (充電部—接地間)	直流電圧 500V を印加して 1MΩ 以上あること	A B C	
	絶縁耐力 (高圧充電部—接地間)	定格電圧(実効値)の 1.5 倍を印加して異常なきこと	A B C	
	耐圧力	水圧にあつては最大使用圧力の 1.5 倍、空気圧にあつては同 1.25 倍の圧力を印加して洩れがないこと。ただし、発生装置吐出端が大気に開放あるいはそれに準ずる構造の場合は省略しても構わない	A B	
	禁油処理	25%以上の酸素の接ガス部は禁油処理がなされていること	A B	
	耐オゾン性	オゾン接ガス部、接液部には最大オゾン発生量に対する耐オゾン性材料を使用していること	A B C D	
	電極材料 (電解型直接オゾン水生成の場合)	有害成分の溶出のない材料を使用していること 使用電極材料 (材料名を記載) :	A B C	
	寿命、メンテナンス周期*	寿命については以下のいずれかに該当していること。 (該当している数字を○で囲むこと)	A B C D	
	寿命*: ここでいう寿命はメンテナンスを適宜実施しても機器の信頼性・安全性が維持できなくなると予想される期間	(1)取扱説明書に寿命を記載していること (2)寿命を示すデータを保有していること (必要に応じて開示すること) (3)運転積算時間が寿命に達すると自動停止すること (4)寿命到達を知らせる表示(ランプ等)があること		
		メンテナンス周期については以下のいずれかに該当していること (使い切りの場合は対象外) (該当している数字を○で囲むこと)	A B C D	
		(1)取扱説明書にメンテナンス周期を記載していること (2)メンテナンス周期を示すデータを保有していること (必要に応じて開示すること) (3)運転積算時間がメンテナンス周期に達すると自動停止すること (4)メンテナンス周期到達を知らせる表示(ランプ等)があること		
高電圧発生装置	定格二次電圧	15, 000Vpp 以下のこと	A B C D	
	高圧側短絡保護	施されていること	A B C D	
	高圧側開放保護	施されていること	A B C D	
	絶縁抵抗	オゾン発生装置と同等以上であること	A B	
	絶縁耐力	オゾン発生装置と同等以上であること	A B	
	変圧器	絶縁変圧器であること。ただし、D (オゾン発生モジュール型) の場合、オゾン発生量 0.2g/h 以下は対象外とする。	A B D	

それぞれ該当する数字に
○を付けてください

	巻線	当該電圧に耐える絶縁性能を有すること	A B C D	
オゾン配管機器	配管機器構成材料	酸素との接ガス部の禁油処理を実施していること	A B C	
		酸素との接ガス部、接液部には臭素化合物の発生量に制限があること	A B C	

①、②に基づき機種区分、判定結果を記入下さい
該当しない場合は理由を記載下さい

2.3 表示及び取扱説明

項 目	確 認 事 項	機種区分	判 定
安全性	人体へのオゾンガス許容濃度に関する正しい記述があること	A B C	
	金属のさびなどへの影響について正しい記述があること	A B C	
	取扱説明書、仕様書、設計基準書などモジュール提供先に提示される書面に、人体へのオゾン許容濃度に関する正しい記述があること	D	
	オゾン水生成装置の場合、気化したオゾンガスの人体への影響について取扱説明書などに記載があること。	A B C	
効果・効能	明らかに誇大と思われる表現がないこと	A B C	
	薬機法などの法律に抵触する表現がないこと	A B C	
異常処置	異常時の処置法が記されていること	A B C	
	取扱説明書、仕様書、設計基準書などモジュール提供先に提示される書面に、異常時の処置法が記されていること	D	
ノイズ	取扱説明書、仕様書、設計基準書などモジュール提供先に提示される書面に、ラインノイズ、輻射ノイズに関する説明が記載されていること	D	
耐圧力	耐圧を有する構造の場合、圧力異常でインターロックが動作する設計となっているか、若しくは取扱説明書、仕様書、設計基準書などモジュール提供先に提示される書面に、使用圧力に関する注意事項が記載されていること	D	
電気的特性	放電型の場合、高圧部の絶縁距離が確保できる構造になっているか、或いは取扱説明書、仕様書、設計基準書などモジュール提供先に提示される書面に、絶縁距離に関する注意事項が記載されていること。小型電解型の場合、取扱説明書、仕様書、設計基準書などモジュール提出先に提示される書面に、電気応答特性および測定方法に関する注意事項が記載されていること。	D	
保存	取扱説明書、仕様書、設計基準書などモジュール提出先に提示される書面に、モジュールの保存方法が記載されていること	D	
温湿度変化	取扱説明書、仕様書、設計基準書などモジュール提供先に提示される書面に、定められた使用温湿度範囲内でのオゾン発生量の変動範囲が明記されていること	D	
連絡先	修理、点検、問い合わせなどについての連絡先が記されていること	A B C	

オゾン水生成装置の場合は確認の上、判定ください

審査者記入欄（申請者は記入しないでください。）

記入日 年 月 日

.....

.....

.....

.....